

小樽市議会活性化検討会議(第2次)最終報告

小樽市議会では、これまで、議会の活性化に向けて、平成10年第4回定例会の決議に基づき設置された議会活性化研究会により、「おたる市議会だより」の発行や議会運営の見直しなどを行ってきました。平成19年8月10日開催の各会派代表者会議で、見楚谷議長の下、佐野副議長を座長とする小樽市議会活性化検討会議(第1次)が設置され、Ⅰ「開かれた議会」に関するもの10項目、Ⅱ「審議の充実」に関するもの9項目、Ⅲ「その他」に関するもの2項目について検討し、Ⅰについては、議会報告会・意見交換会の開催(小樽商工会議所などと4回開催)、夜間議会の開催、インターネットによる議会中継などが試行的に実施されました。Ⅱについては、平成20年第2回定例会から、陳情提出者による趣旨説明が可能となりました。

今任期に関しては、平成23年6月9日の各会派代表者会議において、横田議長の下、副議長を座長とする小樽市議会活性化検討会議(第2次)が設置され、第1次の検討項目21項目の再検討と、今期新たに各会派から提起されて追加された9項目、合計30項目について、平成23年7月25日の第1回から現在まで22回の会議を開催し、鋭意議論を重ねてきたところであります。

この間、今期当初の各会派世話人会からの申し送り事項である「本会議、委員会における写真撮影のあり方について」は、本活性化検討会議の議論の結果が平成23年9月7日開催の議会運営委員会で確認されました。

Ⅰに関連する議会報告会の開催については、本活性化検討会議において協議を行ったものの、細目について各会派の意見が一致しなかったため、議長の下に別途、小樽市議会広報・広聴委員会を設置して専門的な検討を行い、一般の市民を対象に「小樽市議会 市民と語る会」として開催、実施されています。

Ⅱに関連する代表質問における「一項目一答制」については、平成25年第2回定例会から試行を行い平成26年第2回定例会からは、議会運営委員会の確認を経て、本格実施となっています。

また、平成25年5月16日、望洋コミュニティセンター「ウイング」で開催された第1回「小樽市議会 市民と語る会」で、市民からいただいた質問・意見・要望等として、①「委員会の傍聴にいったが、理事者や議員、委員長などが見える工夫をしてほしい。」②「委員会の質問通告をしているのか。答弁しない不必要な理事者が多いが、出席者の見直しをしてほしい。」の2点がありました。

まず、①については、委員会室の構造上の問題があります。幅があまりなく、極端に細長いため、窓側と廊下側には傍聴席を設けられないため理事者席の後ろ側からの見通しが極めて悪くなります。これは、建物の構造上、改善は難しいと言わざるを得ません。

つぎに、②の質問通告については、本会議とは異なり委員会においては正規の質問通告はないものの、慣例として理事者との間で通告に準ずる形で質問項目又は質問予定項目の通知が行われています。しかし、一問一答方式である委員会審議の中では、委員の質問内

容が、必ずしもこの質問予定項目の範囲に収まらず、関連してその他の分野に渉る可能性もあるなど、現状では簡単には出席理事者を減らすことができません。しかし、①、②ともご要望の趣旨は十分理解できることから、本活性化検討会議としては、これらについては来期以降の研究課題としていきたいと考えます。

その他、既に議長へ報告したものもありますが、それらも含めて以下、小樽市議会活性化検討会議（第2次）の各検討項目及びその協議検討の結果について下記の通り報告いたします。

なお、本活性化検討会議は、今後とも今任期中は、必要に応じて協議をするため、引き続き存置することといたします。

記

I 「開かれた議会」に関するもの(10項目)

1 議会報告会、懇談会等の開催について（検討項目 1, 2）

第1次活性化検討会議での協議の結果、前期は小樽商工会議所、小樽市PTA連合会、小樽市総連合町会、小樽建設事業協会との議会報告・意見交換会が実施されました。

しかし、平成23年改選後の第2次においては、特定の職域団体、地縁団体に限らず、広く一般の市民を対象とする議会報告や意見交換の場が必要との横田議長の提案により、福島県会津若松市議会の例などを参考にしながら、平成24年1月26日開催の第5回からその細目についての検討を行いました。前述の通り結論を見るに至らず、議長より、同年6月13日開催の各会派代表者会議において、「①活性化検討会議には、各会派から多岐にわたる検討項目が提起されており、いつまでも、議会報告・意見交換会のあり方等の協議ばかりに終始しているわけにいかないこと。②議会報告意見交換会を実施することについては、総論として各会派が了承していること。」から、新たに「議会報告・意見交換会」のあり方に係る検討協議の場等の設置等について提起があり、次回（6月28日開催）の各会派代表者会議に「協議の場」の名称、位置づけ、所掌事務、委員構成等についての議長案を示すことが了承されました。

その結果、同年8月29日、各会派から1名と議長、副議長を加えた小樽市議会広聴委員会（仮称）が開催され、名称を小樽市議会広報・広聴委員会とすること、委員長に自民党の濱本進委員、副委員長に共産党の北野義紀委員を互選し、具体的な作業の進め方などについて協議しました。その後、数回の協議を重ね平成25年2月14日の第6回広報・広聴委員会において、小樽市議会「市民と語る会」実施要項を決定し、同年2月27日開催の小樽市議会議員協議会で確認されました。実施に至る詳細や当日の質問・意見の内容、

アンケート結果の分析などについては、広報・広聴委員会に委ね、第1回目から第4回目までの開催日時などについてのみ概略を述べます。

第1回小樽市議会「市民と語る会」は、平成25年5月15、16日の両日、いずれも午後6時30分から、それぞれ稲穂5丁目のいなきたコミュニティセンター、望洋台1丁目のコミュニティセンター「ウイング」で開催されました。当初、議会からの報告が長引き、市民が質問や意見を述べる時間が足りないなどの反省点はあったものの、両日で100名を超える市民の参加があり、議会として一歩前進の成果を収めることができました。第2回目は、同年11月12、13日の両日、いずれも午後6時30分から、それぞれ銭函市民センター、生涯学習プラザ「レピオ」で、第3回目は、平成26年5月23、24、26日の3日間、それぞれ梅広会館、奥沢本町会館、幸会館で、23日と26日は午後6時30分から、24日の土曜日は午後1時30分から、さらに第4回目は、同年11月6、7日の両日、それぞれ塩谷サービスセンター集会室、緑会館で、いずれも一般の市民を対象に、議会からの報告の時間は書面を添付するなどして極力短縮し、かつ地域的に関心の高いテーマに配慮するなど市民が質問、意見、要望を述べる時間を増やすことに主眼をおいて、開催されました。

今任期における議会と町会役員や経済界、市民団体代表との懇談会等は、パーティー券問題や議員定数問題との関連で、活性化検討会議の取組みとは別に、必要に応じて臨時的に開催されました。

2 日曜、休日、夜間議会の開催について（検討項目3）

第1次で夜間議会を試行的に実施しましたが、本会議は、インターネット中継やオンデマンド（録画）で閲覧可能であり、常時開催するのではなく、特に市民生活に関わりの深い事項の審議などの際、その案件ごとに実施について協議することとなっており、第2次としても、前述の申し合わせを確認、土日休日についても、同様の扱いとし、必要に応じて協議することとしました。

3 インターネット等による議会中継について（検討項目4）

インターネットを活用した議会中継は、第1次の検討会議で試行し、実験的に現在も継続して実施しています。第2次においては、各会派の議員1名ずつから成るインターネット研究会が実験・検討を行い、本会議における一項目一答制の導入に合わせての撮影位置の再検討、委員会室の音響・録音設備の更新に合わせて、移動式のカメラ設備を購入し、本会議だけでなく委員会における中継を実施することについても検討されましたが、予算的制約から実施に至りませんでした。

4 報道機関等を通じた議会開催日の市民周知（検討項目5）

5 市議会だよりでの政務活動費収支報告の公表（検討項目 6）

上の2項目については、第1次と同様に継続して実施しました。

6 議会記録の早期開示（検討項目 7）

7 本会議における傍聴者への資料配布（検討項目 8）

8 委員会における傍聴席の確保（検討項目 9）

上の3項目については、検討の結果、現状どおりとしました。

9 本会議場の市民行事への開放について（検討項目 10）

第1次においては、議場を現状のまま使用することを条件とし、希望があれば、原則使用を認めるが、その際、経費や条件など具体的な内容については、庁舎管理者と協議することとしていました。

第2次では横田議長の発案により、平成24年1月6日、平成25年1月8日に議会主催で議場コンサート（ヴィオラ）を開催、平成26年7月7日には、第3回議事堂コンサート（ジャズ、ピアノ野瀬栄進氏・サクソ奥野義典氏）を開催しました。また、平成25年8月21日、「ふるさと創造 樽っ子サミット」に議場を開放しました。

但し、本会議場は庁舎内の施設で、管理者はあくまでも市（総務部）であり、議会としても議場でコンサートを行う際には、市側に使用許可を得て行いました。また、小樽青年会議所主催の中学生による模擬議会形式で行った「樽っ子サミット」は、議会が後援として、市側の使用許可を得て行いました。

II 「審議の充実」に関するもの(9項目)

1 代表質問、一般質問の在り方について（検討項目 11, 12）

当市議会では、議会の活性化、効率化を目的として平成12年に一般質問制を導入し、現在では一定例会当りの登壇者は13人程度を数え、これは、正副議長を除く26名の半数に相当し、現状の代表質問、一般質問については、他の市議会と遜色がなく、大きな支障のない議会運営がなされていると考えられます。

その上で、第1回定例会乃至第1回と第3回定例会のみ代表質問と一般質問を行い、他の定例会は一般質問のみとする今回の提案について検討する場合には、一般質問のみの定例会における議案に対する質疑をどのように扱うかをはじめ、一般質問の日程、人数、時間、通

告、また予算特別委員会の在り方など、議会の根幹に関わる部分に問題が及ぶこととなることから、今後の研究課題とします。

また、第2次においては、本会議の議論を市民にとって、より分かりやすいものとするため、代表質問における「一問一答制」について検討を行い、質問を大項目ごとに区切って行い、再質問以降は、一括で行う「一項目一答制」を平成25年第2回定例会から試行的に実施し、平成26年第2回定例会からは、議会運営委員会の確認事項（平成26年6月4日）として本格実施しています。

現状は、各項目の質問の都度、毎回登壇して質問し、質問終了後は新たに設けた質問者席に着席して答弁を受けることとしていますが、煩雑さを避けるため一項目のみ登壇し、二項目目からは質問者席で起立して質問すべきという意見があり、引き続き検討すべき課題としています。また、再質問、再々質問について、現状は一括質問一括答弁としていますが、これも項目ごとに完結した方が分かりやすいという意見もあり、質問時間が全体にさらに長くないかどうかも含めて、傍聴者アンケートの結果などを参考に、引き続き検討すべき課題としています。

2 本会議における質問、再質問の時間の在り方について（検討項目 13）

原則として、現状どおり、本質問の時間を超えないこと（議会運営委員会確認事項、平成24年12月5日、イ）とすることを再確認しました。

3 本会議及び委員会における討論の義務化について（検討項目 14）

本会議及び委員会における討論については、「必要に応じて積極的に行う」とする意見と、「必ず行う」とする意見があり、「討論の義務化」については一致を見ませんでした。

但し、本会議及び委員会における討論は、審議内容をわかりやすく市民に伝える意味で、近年強く求められている市民に対する議会の説明責任を果たす観点からも重要であり、各会派の判断において必要に応じ積極的に行うよう努めることとします。

4 予算特別委員会の審議日数（検討項目 15）

5 委員会における質問時間の厳守（検討項目 16）

6 閉会中の積極的な委員会審査の実施（検討項目 17）

上の3項目については、現状で特に問題がないため、第1次の結果を再確認しました。

7 理事者の反問権の確保について（検討項目 18）

小樽市議会における反問権の定義をどうするか、意見の一致を見ませんでした。すでに委

員会審査においては、反問と思われる答弁も散見され、議会のみならず理事者側も含めたルール作りが必要であり、各会派で引き続き研究課題とします。

8 陳情者、請願者からの陳情、請願趣旨の聴取について（検討項目 19）

第1次の検討の結果を踏襲して、平成20年第2回定例会から引き続き、陳情提出者から趣旨説明の希望があった場合は、申し合わせ事項に基づいて実施しており、現状では委員会の休憩中に1件につき5分程度の説明を可としています。但し、請願については実施していません。

III 「その他」に関するもの(2項目)

1 政務活動費の議員個人に対する交付について（検討項目 20）

第1次の検討結果（領収書などの証拠書類の提出に当たって、使用した議員名を書き添えるなど）を再確認し、交付の対象は、これまでどおり会派とします。

2 視察復命書について(検討項目 21)

第1次の検討結果を再確認し、復命書の調製に議員はできる限り努力するものとします。

IV 第2次における追加項目(9項目)

1 本会議・委員会の開催時刻について

議会の効率的な運営を図るためにも、本会議及び委員会の開催時刻を午前中にすべきとの提起がなされ、その可能性について検討しました。

その結果、現行でも午前10時開催の決算特別委員会の書類審査及び午前10時30分開催の議会運営委員会を除き、本会議の会派代表質問、一般質問及び各委員会の開催については、通告期限、質問準備及び理事者との調整などの関係から、全面的に午前開催を早急に行うことについては、解決すべき課題も何点か指摘されました。

しかし、午後からの時間を「市民と語る会」など議会としての新たな取り組みの打ち合わせや議会内外における議員活動に有効に活用できるなどの理由から、現状で午前開催としても特に支障のない各定例会の招集日(提案説明日)において、試行的に行うこととしました。

具体的には、平成25年第4回定例会から1年間(4定例会)試行を行い、1年間経過し

たのちに、平成26年第3回定例会後に、その適、不適を検証し継続等について判断することとしました。

その結果、平成26年11月4日開催の活性化検討会議において、傍聴者アンケート等においても反対はほとんどなく、実際上も支障なく運営されていることから本格実施を求める会派と、今任期いっぱい試行を継続し、本格実施については来期において判断とする会派、及び他の日程への拡大も懸念され活性化につながるかも疑問とする会派に分かれたことから、会派に持ち帰り調整の結果、各定例会の招集日（提案説明日）を午前開催とすることについては、適、不適の最終判断を保留し、試行を今任期中（実質的には平成27年第1回定例会まで）継続することとしました。

2 無記名投票を記名投票に

議員の態度を明確に示すために提起されましたが、検討の上、現状どおりとしました。小樽市議会は、会派制をとっていることから、基本的に会派所属議員の態度が分かれることはないため、起立採決でも、記名、無記名を問わず投票でも同様の態度となることが予想されます。

仮に記名投票とする場合の意味を考えれば、案件によって会派内の議員間で態度が分かれることを想定することとなり、会派制の意義そのものが問われかねず、これまでどおり無記名投票とします。

3 本会議における再質問の関連性について

「再質問、再々質問は、本質問に対する答弁に疑問や納得できない場合に行うもので、本質問にない新たな質問を行うことはできない。いまだに新たな質問と疑われかねない質問が行われていることから、改めて確認が必要ではないか」として提起されました。

検討の結果、議会運営委員会の確認事項（平成24年12月5日、ア）として明文で規定が追加され、再確認されました。

4 意見書の審議の充実について

意見書調整会議への意見書案の提出締め切りを早め、各会派間で複数回の審議を保証し、本会議で意見書案について提案者に質問を行えるようにすべきとの問題意識から提起されました。

意見書は、地方自治法第99条により、議会から提出されるもので、全会一致が望ましく、小樽市議会では意見書調整会議により、各会派間の調整を行っています。現在でも、意見書調整会議に諮る予定の案件がある会派は、事前に各会派の意見書調整メンバーに案を示し、あらかじめ会派内もしくは会派間で調整したうえで、意見書調整会議に臨むことができることから、検討の結果、現状どおりとしました。

5 議員個人の議案に対する態度のHP公表について

議員の責任として、議員個人の態度を示すべきとの問題意識から提起されましたが、小樽市議会は、会派制を前提とする議会運営を行っていることから、同じ会派内の議員の議案に対する態度は、一致しています。そのため、「おたる市議会だより」では、会派の態度として公表しています。

会派制を前提とする議会運営を行っていることから、検討の結果、現状どおりとしました。

6 議場へのPC持込み、パワーポイントなどの利用について

「本会議場や委員会室へのPCの持込みについては、メモや資料をPCに保存しているので、質疑質問の際に、いちいち紙ベースで準備するのではなく、直接PCを持込み審議に臨みたい。また、委員会室で、議員提出資料についてパワーポイントなどを活用して、質問できないか。」などの問題提起がありました。

PCは、ツールとして活用することができるとの意見が多いものの、各議員間でも意見が分かれていることから、必要性やどのような制限やルールでなら可能かなど、各会派間で協議をおこないました。

しかし、平成26年11月4日開催の活性化検討会議においても、PCの持込みについて意義、目的が明確でない、インターネットへの接続や電子メールによって、審議中、議場の情報が外へ漏れたり、議場の外からの情報が審議内容に影響を与える懸念が拭えないなどの意見があり、今任期においては本会議場や委員会室へのPCの持込みについては、見送ることとなりました。

なお、パワーポイントなどの利用については、その必要がある場合ごとに、当該議員において、議会運営委員会、各委員会の理事会などで許可を得ることとしました。

7 議員同士の討論について

討論については、Ⅱ 3（本会議及び委員会における討論の義務化について）の取扱いのとおり確認しました。

8 本会議での市長等の行政報告について

他都市の例などを調査し、今後の研究課題としました。

9 議員定数について






議員定数については、各会派、議員間でも意見が分かれる項目であり、活性化検討会議から議長に対し、議員定数の協議については、活性化検討会議から切り離し、しかるべき場で協議を行うよう申し入れました。

以上、小樽市議会活性化検討会議（第2次）の最終報告といたします。

平成27年3月4日

小樽市議会議長 横田 久俊様

小樽市議会活性化検討会議

座長（小樽市議会副議長）	齊 藤 陽一良	
委 員	秋 元 智 憲	
委 員	安 斎 哲 也	
委 員	小 貫 元	
委 員	鈴 木 喜 明	
委 員	林 下 孤 芳	